



年頭の辞



北海道医師国民健康保険組合

理事長 飯塚弘志

組合員をはじめ被保険者の皆様には平成17年の新春を迎えられ心からお慶びを申し上げます。

さて、国の社会保障審議会医療保険部会においては、平成14年度健康保険法等改正法附則の規定に基づいて「医療制度改革の基本方針」が昨年3月末に閣議決定されましたが、これを受けての審議が進められ、新高齢者医療制度とこれを運営する保険者、そしてこれに直接関連する市町村国保の再編統合問題について2巡目の具体的審議が行われております。ここでの議論では、65歳以上を対象とした高齢者医療の在り方論であり、65歳以上75歳未満の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者という2つの集団に対して、それぞれの特性に応じた負担をいかに求めるかが焦点とされております。当組合にとっても、これらの制度により生ずると予想される所謂社会連带的保険料の負担がどうなるかが財政上の問題として大きく係わっております。現行老人保健法による拠出金に代わる負担金、あるいはまた、新たに求められるものがどのようなものなのかといった案件について審議経過と方向性を見極めねばなりません。

また、75歳以上の組合員等が新高齢者医療保険に直接移行するのかといった問題に関しても未だ結論を得ない状況であります。平成18年の通常国会にはこの制度改革法案を提出したいという事務当局の日程には変化がありません。

従って、国としては、この審議会の論議を早く終えて、今年度から法律化に向けた実質的作業を開始し、平成20年度には医療制度改革の実施を目指すという方針であります。

さらにまた、国保組合に関する統合・再編問題に関しては、全国的にも合併等の動きはありません。少なくとも県レベルで設立されている組合に

あっては、運営上それぞれの組合が独自の創意工夫を以て問題解決を図るという強い認識を持ち事業の運営に努めているところであります。

次に、医師国保組合の当面の課題として、健康増進法の施行により保険者機能として強く求められている健康増進と疾病予防事業について如何にしてその推進を図るべきかが問題となります。医師集団である組合であっても組合員はもとより、その家族と従業員の健康保持増進に関して従来にも増して検討することが求められております。平成17年度の事業方針案を現在策定中ではありますが、収支のバランスという現実の財政状況をも勘案して事業項目を再点検いたしたいと考えております。

平成16年度の保険料等検討委員会に対しまして、事業運営の基盤となる平成17年度の保険料賦課額と給付割合、そして札幌医科大学医師会と同様に北海道大学医師会および旭川医科大学医師会会員の医師国保組合加入について諮問いたしました。その結果、給付割合および保険料の賦課については現行通りとすること、また、北海道大学医師会と旭川医科大学医師会の道医会員の医師国保組合への加入問題については、規約を改正し、加入できるようにすること、との答申をいただきました。現在、これらの答申を踏まえ、平成17年度の事業方針と共に予算の編成に取り組んでいるところであります。

この一年、被保険者の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げますと共に、組合員各位の組合運営に対する特段のご理解とご協力をより一層賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶といたします。